

令和元年（行ウ）第24号 怠る事実の違法確認等請求事件の取下げについて

1 事件の番号 令和元年（行ウ）第24号 怠る事実の違法確認等請求事件

(1) 提訴日 令和元年10月15日

(2) 原告 浜松市北区 A外5名

(3) 被告 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市長 鈴木 康友

(4) 裁判所 静岡地方裁判所

(5) 請求の趣旨

①被告が、国に対し、水路用地（別紙公図連続図 区間①）について、譲与を求めないことが違法であることを確認する。

②被告が、本件水路用地の崩壊に関して、崩壊防止措置を怠ることが違法であることを確認する。

③被告が、本件水路用地に関して、交換行為をし、又は譲渡行為をしてはならない。

④訴訟費用は、被告の負担とする。

(6) 請求の原因

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分(中間処理・最終処分)などを業とする株式会社ミダックは、浜松市北区引佐町奥山に管理型最終処分場を建設する計画である。本件処分場の計画区域内には、立板川が北東から南西側に流下しており、株式会社ミダックにより廃棄物埋め立て箇所を迂回するように河川の付替えをする計画である。

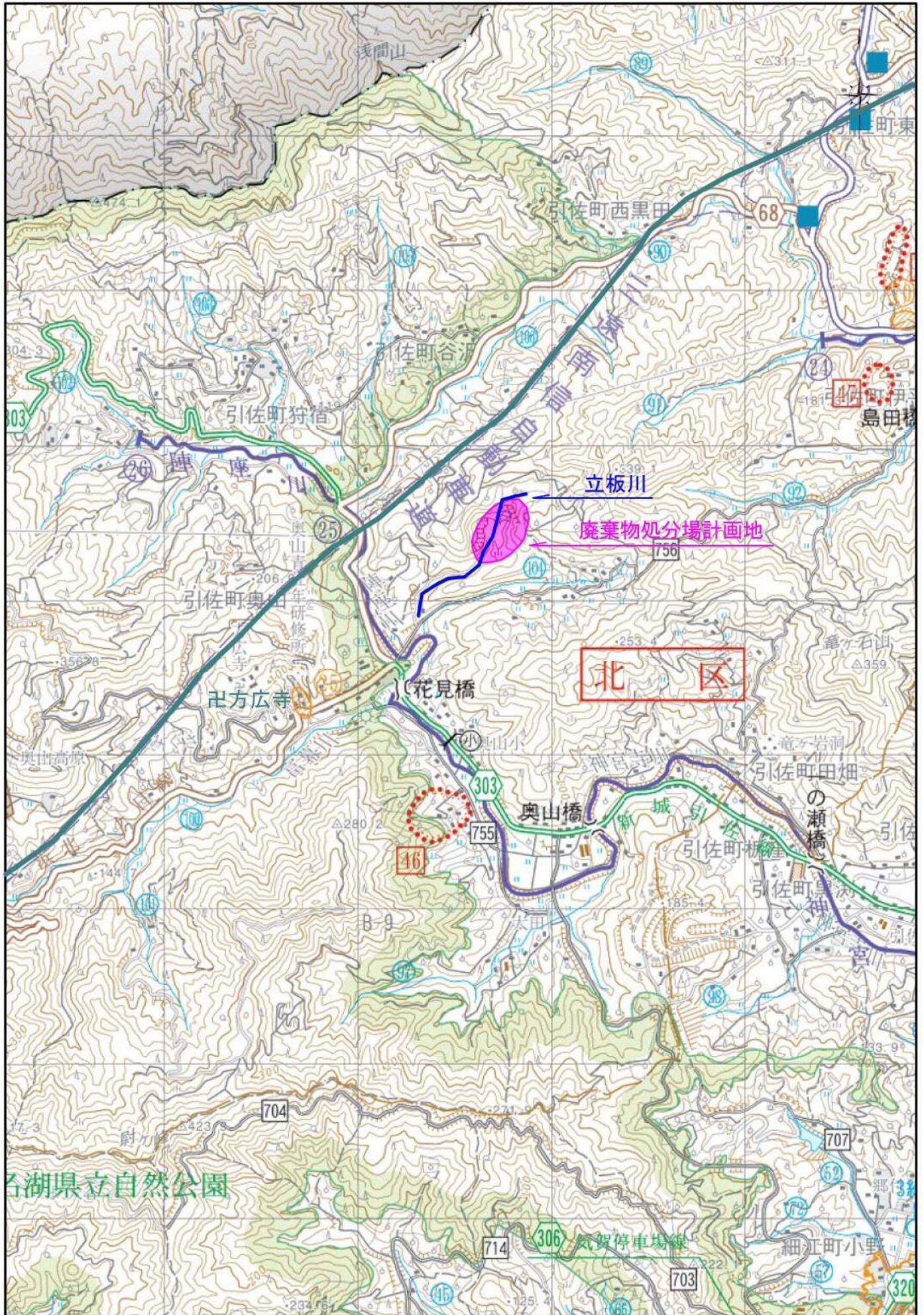
原告らは、浜松市は付替え河川の検討にあたり、急傾斜の崩壊による危険性等を何ら考慮しておらず、危険性に対する措置も一切検討されていないため、本件水路用地の管理を怠っていることは明白であり、不適切土地の交換行為は浜松市の財産である本件河川用地の価値を毀損する無効な財務会計上の行為ないし財産管理を怠る重大な行為であると主張。

2 本訴に至る経緯

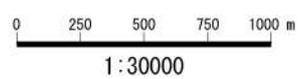
原告らは同様の内容で令和元年7月29日付け、浜松市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、住民監査請求を行った。浜松市監査委員は令和元年9月18日付けでこの請求を却下及び棄却したため、原告は住民訴訟の提起に至ったものである。

3 取下げ

令和3年3月11日 原告らが訴えの全部を取下げ

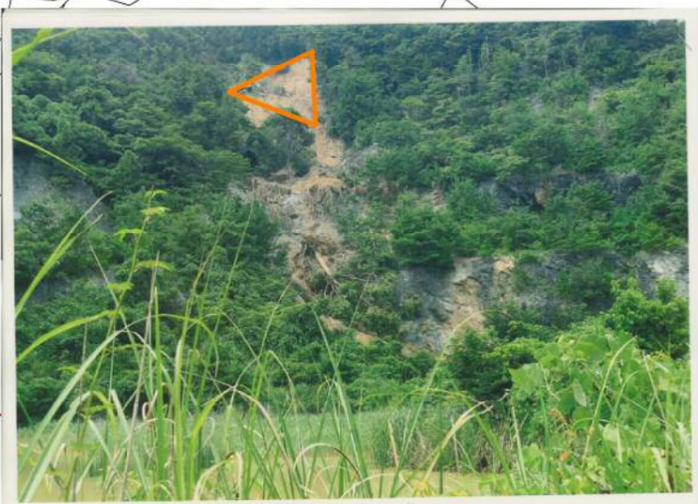


吾湖県立自然公園



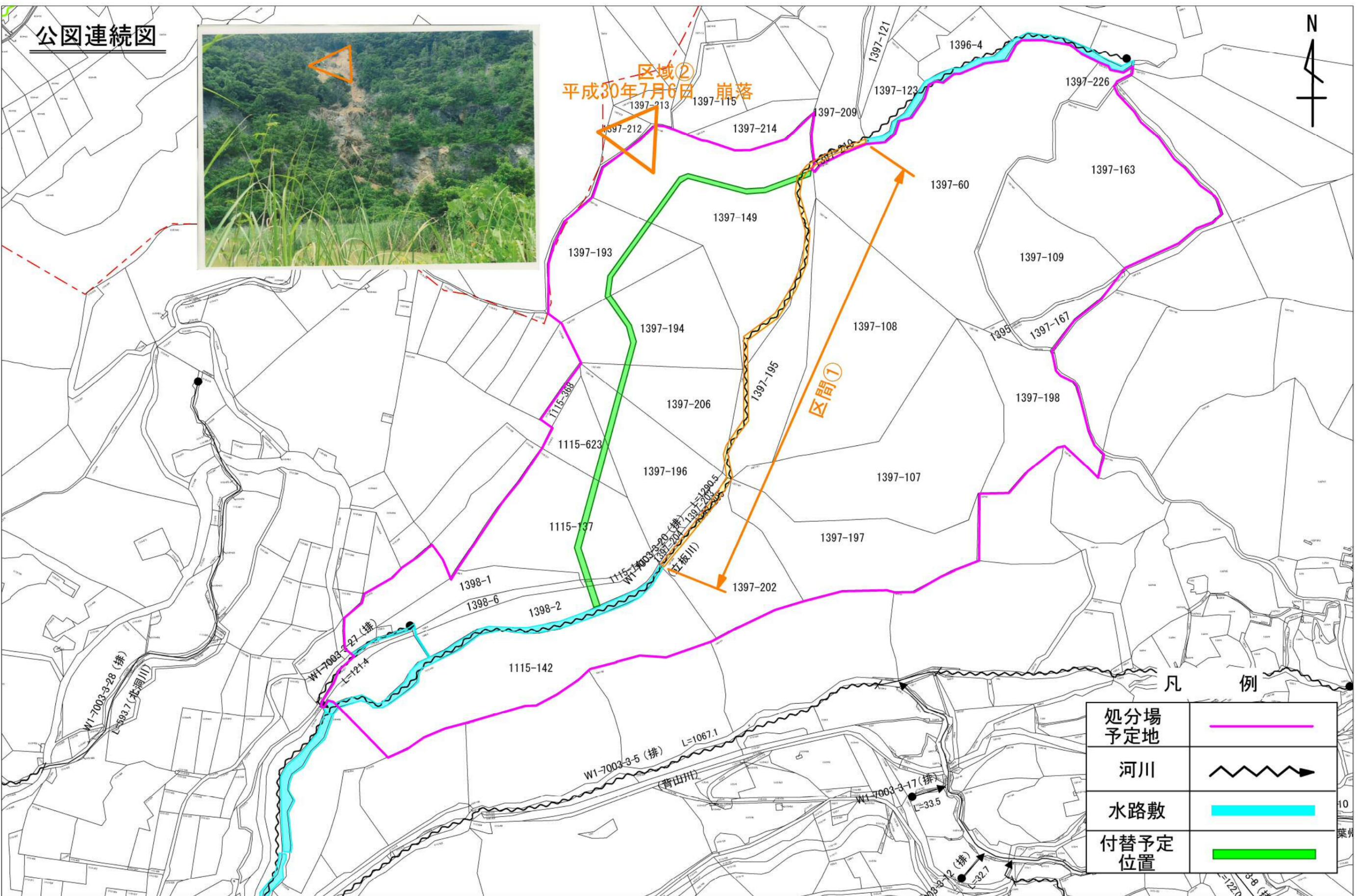
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平18 部使、第 51 号)」

公図連続図



区域②  
平成30年7月6日 崩落

区間①



凡例

処分場 予定地	
河川	
水路敷	
付替予定 位置	